

# 運輸安全マネジメントの導入について

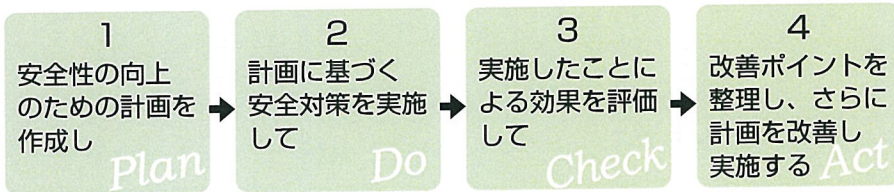
すべての事業者が「輸送の安全性の向上」を行います

平成18年10月から、運輸安全マネジメントの導入に伴う自動車運送事業関係法（道路運送法及び貨物自動車運送事業法）の一部を改正する法律が施行されます。

「輸送の安全性を確保すること」は、もとより運送事業者の当然の責務ですが、今回の改正法の施行により、事業経営者の安全確保義務が明確にされました。

すべての運送事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

## 運輸安全マネジメントとは？



という手順を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

具体的には…  
**輸送の安全に関する取り組みが必要になります**  
 次の7項目について取り組みを行います

**Step 1**

社長は輸送の安全の確保に最終的な責任を有することを明確にします。

**Step 2**

輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、従業員に十分周知させます。

**Step 3**

基本的方針に基づいて輸送の安全の確保に関する目標を設定します。また、輸送の安全に関する目標を達成するための計画を作成します。



Step

4

情報の共有や伝達が確実に行われるようにします。



Step

5

運輸安全マネジメントの実施状況などを事後チェック（評価）し、改善点の有無を検証します。



Step

6

業務の改善を行い、次の目標や計画に反映させます。



Step

7

上記の取り組みについての記録を適切に管理します。



## 輸送の安全にかかわる情報を公表しなければなりません

- 事業者は、毎年度、
  - ・輸送の安全に関する基本方針
  - ・輸送の安全に関する目標（例えば事故件数等）及び目標の達成状況
  - ・事業用自動車の事故に関する情報（総件数及び類型別の事故件数）
 等を公表しなければなりません。
- また、事業者は、輸送の安全に係る処分を受けた場合には、
  - ・当該処分の内容
  - ・講じた措置
  - ・講じようとする措置
 について、随時、公表しなければなりません。

※公表の手段・方法については、会社のホームページへの掲載、営業所など利用者の出入りのある施設での掲示などにより行ってください。



## 国土交通省では、運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、取り組み状況のチェック（評価監査）を行います。

事業者の規模別に定められた、「安全マネジメントの実施に当たっての手引き」に基づいて、基本方針や目標を定めるなどして、運輸安全マネジメントについて十分な取り組みが行われているかどうかチェックします。

評価の実施  
予定時期は

- ・安全管理規程作成等の義務のある事業者\*
- ・その他の事業者

平成19年1月より

平成19年4月より

\* 事業用自動車の保有車両数が、以下に示す数以上の事業者の皆さんには、「安全管理規程」の作成及び届出、「安全統括管理者」の選任及び届出の義務付けがなされます。



## 適正化 運輸安全マネジメントの取組みについて(例)

I 経営者の皆さんは、輸送の安全が第一であることを常に考え、事故防止のための安全方針を作り、率先して会社内に広めましょう。

★安全方針としては、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○「輸送の安全はわが社の根幹」 ○「安全は業務の基本動作」  
○「安全は最大の顧客満足」 ○「無理な行動は しない させない」等

★会社内に広める方法としては、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○社内、営業所へ掲示する。 ○点呼の際に唱和する。  
○安全方針を記載したカードを作成し、全社員が携行する。等

II 経営者の皆さんは、安全方針に基づいて、事故防止のための目標や計画づくりをしましょう。

★目標としては、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○「今年度、人身事故をゼロに！」 ○「飲酒運転、速度超過の撲滅！」  
○「社内全員がゴールド免許を保有しよう！」等

★計画としては、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○「出庫時の対面点呼実施計画」 ○「ヒヤリ・ハット情報の報告会実施計画」  
○「▲▲講習の受講計画」等

目標や計画は、短期的に達成できるもの、長期的に達成できるもの等、いくつ定めてもかまわないのですが、実現不可能なものにならないよう自社の実状に応じて作成することが大切です。

III 経営者の皆さんは、現場の方々とは話す場を率先して設け、安全に関する意見等に耳を傾けることにより、安全上の問題点を把握しましょう。

★現場の方々との会話の場として、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○定期的に営業所において、運転者等との輸送安全に関する意見交換会等を開催する。  
○社長自ら定期的に添乗を行う。  
○定期的にドライバーとの個人面談を行う。等

従業員から安全に関する意見等を聞くことによって、安全上の問題点や反省すべき事項がないか考えることが必要です。

★安全上の問題点としては、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○安全運行に関するドライバーの意識が不十分。  
○ヒヤリ・ハット情報が数多いにも関わらず、これらの情報を共有していないため、同じ過ちをくり返している。  
○研修等を計画的に実施していないため、ドライバーの法的知識が不十分。等

IV 安全上の問題があった場合には、改善を図って行きましょう。

★問題点を改善する方法は、その内容によって各社様々であると思いますが、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○ドライバーの安全への意識や法令知識が低い場合の改善方法。  
→対面点呼を確実に実施することによる安全意識の啓発。  
関係団体や研修施設が実施する講習会への参加。等  
○ヒヤリ・ハット情報の共有がなされていない場合の改善方法。  
→ヒヤリ・ハット情報の報告会等の開催。  
ヒヤリ・ハット情報の掲示板等の作成。等

改善を図るにあたっては、次期における事故防止のための目標や計画に反映させて実施して行くことが必要です。

これまで示した上記の取組みは、あくまでも参考事例です。皆さんが運輸安全マネジメントを確実に実施して行くためには、IからIVまでの流れに応じ、各社の実状を踏まえた独自の取組みをおこなうことが大切です。